

# 介護の社会化論と介護の歴史認識再考

三 富 紀 敬

もくじ

はじめに

1. 介護の社会化論の問題性
2. 介護の歴史否定論の危うさ

おわりに

## はじめに

本稿は、1980年代に登場し90年代に広がりを見せた介護の社会化論と合わせて、近年、複数の研究者が提起する介護の歴史に関する議論を取り上げ、いずれも介護者支援の見地から検討することを目的にする。

### 1. 介護の社会化論の問題性

新しい商品が市場に投入されるに当たっては、商品のコンセプトが必ず紹介される。学問の世界においても同じような事情を認めることができる。新しい概念は、従来の伝統的な概念の限界はもとより、これに代わる概念の必要性和意味が説明されることを通して社会に受け入れられる。

介護の社会化は、良く知られるように介護保障の制度化を巡る議論において登場し広がりを見せた比較的新しい概念である。高齢社会をよくする女性の会代表を務める樋口恵子氏の編著『地域で見る みんなで看とる—女性が進める介護の社会化Ⅰ』（ミネルヴァ書房、1996年）から同『介護保険で拓く高齢社会—女性が進める介護の社会化Ⅴ』（ミネルヴァ書房、2000年）に至る合わせて5冊の副題に連続して用いられるように、広く使用されて良く目にする概念である。しかし、氏の編著も介護の社会化について概念規定を示すわけではなく、社会化を促す方法について簡単にでも整理を試みるわけでもない。高齢社会をよくする女性の会が「あらたな公的介護システムに関する要望」（1995年）に示す政策的な見地、すなわち、要介護者を対象にする「いくらかの現金」、換言すれば介護手当と「現物サービスの供給量」の両者を視野に収めながら、前者を明確に拒絶し後者のサービス供給量を重要視する立場と重ね合わせて考えるならば、言うところの社会化の方法は、専らサービス供給から構成されると理解することができる。サービスの給付対象

表1. 介護の社会化論の示す論者別方法比較<sup>(1)</sup>

	要介護者を対象	介護者を対象
牧里 每 治(1992年)	在宅サービス, 介護器材の貸与, 介護手当, 介護費用の税額控除	相談や助言, 家族会と相談支援
下山 昭 夫(2000年)	上に同じ	介護休業
藤 崎 宏 子(2006年)	家族ヘルパー, 介護手当	なし
井上千津子(1997年)	ショートステイ, デイサービス, 訪問看護サービス, 訪問リハビリテーション, 福祉テレフォン	ショートステイ, 福祉テレホン
袖 井 孝 子(1989年)	訪問看護, 訪問リハビリ, ホームヘルパー, 入浴サービス, 施設サービス	介護者や介護体験者のネットワーク, 医療・福祉専門家のアドバイス

(出典) 拙著『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂, 福祉国家類型論』ミネルヴァ書房, 2010年, 322-323頁, 井上千津子『「ヘルパーの目」を通して考える』樋口恵子編『介護が変われば老後にも変わる—女性が進める介護の社会化II』ミネルヴァ書房, 1997年, 142-152頁, 袖井孝子『女性と老人介護』, マーサ・N・オザワ 木村尚三郎・伊部英男編『女性のライフサイクル—所得保障の日米比較』東京大学出版, 1989年, 145-147頁より作成。

(注) (1) 表中論者名のあとの( )内は, 論稿の発表年次を示す。

として念頭に置かれるのは要介護者であり, サービスを重視するといえども, そこに介護者を対象にするサービスは, 一切存在しない。

また, 介護手当を視野に収めるとはいえ, あくまで要介護者を対象にする現金給付の限りであって, 介護者に直接給付される介護者手当は, 同じ現金給付に属するといえども全く視野にない。介護者を対象にするサービスはもとより現金給付も視野にないことからすれば, 介護者支援は, 二重の意味において等閑視される。介護者手当は, その名の示す通り介護者を対象にすることから, 要介護者を対象にする「現物サービスの供給量」に如何なる影響も及ぼさない。イギリスを始めとして介護者手当を制度化する国々に広く認められる事実である。にもかかわらず, 視野に収めていないのである。介護手当を制度化しながら介護者手当を制度として持たないドイツを諸外国の中から唯一の調査対象に選び取り, 他の国々の制度に目をやらない結果である。

牧里每治氏の論稿「地域問題からみた家族福祉」(野々山久也編著『家族福祉の視点—多様化するライフスタイルを生きる』ミネルヴァ書房, 1992年)は, 介護の社会化について初めて定義を加えた注目に値する成果である。氏は, その上で社会化の方法として要介護者むけの在宅サービスを始め介護器材の貸与, 介護手当, 介護費用の税額控除, 介護者むけの相談や助言及び家族会による相互支援の6種類を示す。要介護者むけの包括的なサービスを具体的に明示することにおいて, 高齢社会をよくする女性の会の提起と異なることはもとより, 介護者を対象にする方法も独自に位置づけることにおいて高齢社会をよくする女性の会のそれとは, 全く異なる提起である。

介護の社会化と題する論稿は, 下山昭夫氏や藤崎宏子氏などによっても牧里論文の意義に言及しながら公表され, 社会化の方法が示される。しかし, 提示される方法は, 論者によって大きく異なる。介護福祉の分野で良く知られる井上千津子氏と「社会的介護責任の分担」について早くから論じた袖井孝子氏の議論を含めて5人の見解を示すならば, 違いを容易に理解することができよう(表1)。5人の論者のうち下山氏は, 牧里氏の論稿を高く評価し要介護者を対象にする方法も氏の見解に完全に従うにもかかわらず, 表に示すように介護者を対象にする社会化の方法に関する限り牧里氏とは異なる。しかし, その理由は説明されない。井上氏が介護者について示

す方法も、下山氏はもとより牧里氏の提示する方法とも異なる。袖井氏が介護者について示す2つの方法は、牧里氏のそれと表現こそやや異なるとはいえ、内容に照らして重なり合う。他方、藤崎氏は、牧里氏や下山氏はもとより井上氏や袖井氏とも異なって、介護者を対象にする方法を一切示していない。この限り高齢社会をよくする女性の会と全く同じ立場である。

このような議論の状況を前にするとき、ただちに脳裏に浮かぶのは、2つの疑問である。

介護の社会化論は、介護者のいかにも重い負担から解き明かし、負担の軽減のためには長らく要介護者の家族や友人あるいは隣人が担い続けてきた日常生活上の援助を社会サービスによって軽減することを主張する。この限りにおいて相違はない。問題は、介護者を直接の対象にするサービスへの言及であり、いかなるサービスが必要であると理解するかである。牧里氏と井上氏及び袖井氏は、前出の表に示すように介護者を対象にするサービスとしてそれぞれ2種類、下山氏は1種類の制度を提示する。しかし、介護者を対象にするサービスや制度は、介護者のニーズを出発点に据えて考察をするならば牧里氏を始めとする4氏の示す方法に限定されるわけではなく、優れて包括的であるように思われる。牧里氏等は、方法を限定的にしか把握していないのではないかとの疑問が生まれる。

ヨーロッパの23カ国（ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リスアニア、マルタ、オランダ、ルーマニア、スロヴァキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、イギリス）の54の介護者団体や研究機関などを以って構成されるユーロケアラーズ（Eurocarers, 2004年設立）は、介護者のニーズを10項目に整理した上で、これを実現するに値する目標として掲げ活動の拠り所に位置づける。以下の内容である。<sup>2)</sup>

(1)役割の承認。介護者が、コミュニティケアに果たす中心的な役割を公式に承認した上で、この承認は、介護者に影響を与える全ての政策に反映されなければならない。(2)社会的な包摂。介護者は、社会生活を享受する権利を保障される。(3)均等待遇。介護者は、生活の全ての場面において均等に処遇されなければならない。(4)選択。人々は、介護者化と介護負担の程度について自由に選び取る権利を持ち、介護を必要とする人々は、介護者を選択する権利を持つ。(5)情報。介護者は、彼女や彼の生活の局面に応じて希望する情報と助言及び訓練を容易に手にし、あるいは受けることができなければならない。(6)支援。介護者は、介護者としての役割にかかわる経済的にはもとより実際的あるいは精神的な支援を必要にしている。(7)介護から離れる。介護者は、介護から離れる機会を持たなければならない。介護者と要介護者双方に相応しい十分なレスパイトケアが用意され、介護者のニーズに応じて設計されなければならない。(8)介護と仕事の両立。介護者は、介護と仕事との両立が可能でなければならない。(9)健康の増進と保護。介護者自身の健康管理に関するニーズが承認されなければならない。(10)経済的な安定。介護者は、日常生活上の援助に伴う貧困化を避けるために、賃金収入などに代わる手当と労働災害補償及び老齢年金などの社会保障給付によって保護されなければならない。

介護者を対象にするサービスや制度は、この10項目から容易に何うことができるように要介護者を対象にするサービスとは相対的に独自に位置づけられる。また、牧里氏や下山氏あるいは井上氏や袖井氏が示す合計5つの方法に止まるわけではない。介護者の経済生活に限る場合でさえ、介護と仕事の両立に加えて賃金収入に代わる手当と労働災害補償及び年金からなる4つの方法が、

示される。

このように主張するならば、牧里氏等の議論は、1980年代末葉から2000年にかけて公表されたものであって、ユーロケアラーズはその当時にそもそも存在せず、10項目の介護者憲章は、21世紀に入ってから漸く取りまとめられたのではないかと、この批判が寄せられるかもしれない。これには、次の反論が可能である。すなわち、ユーロケアラーズの示す10項目は、その成り立ちから言えばイギリスの介護者憲章をモデルに策定されたものであり、介護者憲章は、拙著『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開』（ミネルヴァ書房、2008年）に述べたように、1990年を前後して英国介護者協会（Carers UK）を含む民間非営利団体はもとより地方自治体や国民保健サービス（NHS）の地方機関によっても制定され始める。10項目の内容は、言うまでもなく時代と共に拡充され、特に介護者の社会的包摂と均等待遇に関する項目は、21世紀に入って介護者憲章に新たに加えられたものである。しかし、他の項目は、イギリスで1980年代以降に策定された介護者憲章の内容はもとより具体的な表現の上でも基本的に継承すると言って良い。

いまひとつの疑問は、藤崎氏はもとより牧里氏等4氏の提起が、1963年以降に日本でも開始される介護者調査とこれを拠り所にする介護者支援の提起を正当に継承していないのではないか、ということである。

介護者の負担に関する多様な分析を踏まえた上で介護者の支援とその効果について提起する論稿は、実に膨大である。拙著『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論』（ミネルヴァ書房、2010年）に詳しく述べたように、介護者支援を最初に提起する論稿の掲載誌は、雑誌の種類別並びに掲載の早い順に示すならば『保健婦雑誌』（25巻3号、1969年）を初発として『日本老年医学会雑誌』（17巻4号、80年）、『老年社会科学』（3号、81年）、『リハビリテーション医学』（19巻2号、82年）、『老年社会学』（25号、87年）、『看護研究』（22巻4号、89年）、『日本公衆衛生雑誌』（31巻1号、92年）及び『保健の科学』（38巻8号、96年）などである。見られるように8種類の雑誌には、介護者支援を明示する論稿が早ければ60年代末葉から、遅くとも90年代中葉に掲載される。

これらの雑誌に掲載された論稿を通して主張されるサービスや制度は、牧里氏等とは異なって優れて包括的である（表2）。医学を始め老年学、保健学あるいは看護学分野の調査研究によって示される介護者を対象にする方法は、表に示すように社会福祉協議会を始め都道府県庁や政令指定都市あるいは認知症の人と家族の会などの調査を拠り所にする提言からも、同じように読み取ることができる。

介護者を対象にするサービスや制度は、医学などの研究分野では表に見るように合わせて8種類を数える。いずれも独自の調査を拠り所に導き出されたものであり、諸外国の政策経験に即して引き出されたものではない。このうち牧里氏を始めとする4人の研究者が指摘する方法は、ちょうど半分の4種類に止まる。残りの4種類は完全に見落とされる。同様の問題は、社会福祉協議会等の調査を拠り所にする提言と較べても指摘される。

1963年以降に蓄積された実に膨大な介護者調査とこれを拠り所にする政策提言に照らすならば、介護者の社会化論の危うさを指摘しなければならない。高齢社会をよくする女性の会は、専ら要介護者を対象にするサービスについて論ずるばかりで、介護者を直接の対象にするサービスには

表2. 介護者への間接的・直接的な支援の方法に関する政策提言一覧

	医学/老年学/ 保健学/看護 学雑誌論文	社会福祉協議 会調査	都道府県庁調 査	都老人総合研 究所調査	認知症の人と 家族の会等調 査 <sup>(1)</sup>
要介護者向け					
在宅サービスの拡充	◎	◎	◎	◎	◎
介護器材の貸与等	◎	◎	◎		◎
介護施設の拡充	◎	◎	◎		◎
介護手当の拡充		◎	◎		◎
介護費用の税額控除		◎	◎		◎
介護者向け					
介護休業の制度化	◎	◎	◎		
介護者の休息と休暇	◎	◎	◎	◎	◎
介護講習の実施	◎	◎	◎	◎	◎
カウンセリング	◎		◎	◎	
相談と助言	◎	◎	◎	◎	◎
家族会と相互支援	◎	◎		◎	◎
介護者アセスメント	◎				
保健師・看護師等の研修	◎	◎	◎		◎

（出典） 拙著『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂，福祉国家類型論』前掲，319頁より借用。

（注）（1）表中◎印は、関係する方法について提言のあることを示す。空欄はないことを示す。認知症と家族の会の他に全国精神障害者家族会連合会を含む。

全く言及しない。各地で取り組まれた実に丹念な介護者調査とこれを拠り所に考え抜かれた提言の存在さえ知らないようである。介護者支援を視野の外に放り出す姿勢は、日本に独自の実に膨大な介護者調査とこれを拠り所にする政策提言に完全に抵触する。牧里氏を始めとする4氏は、要介護者へのサービスとは相対的に区別される介護者向けのサービスを視野に収めることにおいて、高齢社会をよくする女性の会とは立場を異にする。この相違は忘れるわけにいかない。しかし、牧里氏等が、63年以降に各地で蓄積された調査結果と政策提言をどの程度視野に収めていたかと問えば、疑問が残る。この批判は、前出の表1と表2を比較するならば容易に理解をして戴けるのではないかと考えるが、いかがであろうか。

加えて、高齢社会をよくする女性の会は、介護手当を視野に収め、その制度化を明確に拒絶するとはいえ、介護者を対象にする介護者手当に関する限り、介護手当と全く同じ現金給付に属するにも関わらず、制度自体について全く触れない。調査対象に唯一選び取ったドイツには、制度として存在しないことから、介護者手当の制度についてそもそもご存知ないようである。

## 2. 介護の歴史否定論の危うさ

先行の調査研究を全くあるいは殆んど踏まえない姿勢は、残念なことに高齢者介護の歴史分野についても認められる。すなわち、日本のいずれも良く知られる研究者は、高齢者介護あるいは高齢者の日常生活上の援助に当たる介護者の歴史は存在しないと主張する。

上野千鶴子氏は、「高齢者介護に限れば、……『家族介護』そのものが歴史的に存在していたか

どうかすら実はうたがわしい。高齢者の『家族介護』負担そのものが、歴史的に見て新しい現象だと考えられるからである<sup>3)</sup>と述べる。上野氏が介護者の歴史に強い疑問を呈するのに対して、樋口恵子氏は、「主として高齢者に対して言われる『介護』（ケア）は、大昔から存在したものである。『介護』は、20世紀最後の四半世紀に至って、日本をはじめ高齢化がすすむ先進国において拡大し、可視化……したものである。だから介護は『今始まった事実』である<sup>4)</sup>」と述べて、介護者の歴史を明確に否定する。

この様な議論のいい加減さは、日本の近世史研究の蓄積を垣間見るならば直ちに明らかになる。日本の介護と介護者に関する代表的な歴史研究の成果は、主な著書に限っても新村拓『死と病と看護の社会史』（法政大学出版局、1989年）、同『老いと看取りの社会史』（法政大学出版局、1991年）、同『痴呆老人の歴史—揺れる老いのかたち』（法政大学出版局、2002年）、比較家族史学会監修・山中永之佑他編『介護と家族』（早稲田大学出版部、2001年）、片倉比佐子編『教育と扶養』（吉川弘文館、2003年）、柳谷慶子『近世の女性相続と介護』（吉川弘文館、2007年）などのように少なくない。近世の介護史研究は、国際的な視野から見れば日本に独自の成果であり、欧米諸国に類似の業績を確かめることはできない。古文書の丹念な読み取りを経ているだけに、近世の介護と介護者に関する貴重な事実が確たる拠り所を得ながら伝えられる。著書に限っても80年代末葉からの刊行実績を記録し、今日まで20年を越す研究の蓄積を重ねる。

日本の歴史研究は、いつ頃から開始されたのであろうか。和歌森太郎『女の一生』（河出書房、1964年）は、主婦の家事や接客について描くとはいえ、介護について伝えるわけではない。歴史研究は、和歌森氏の業績よりもちに新村氏によって先鞭がつけられる。氏は、1792年（宝暦12年）から1901年（明治34年）までのおよそ110年に亘って書き継がれた『関口日記』を読み解き、1815年（文化11年）11月22日の『関口日記』には「老病を介護する『介抱人』のことが記されている<sup>5)</sup>」と指摘する。また、「介抱人」の疲労を含む厳しい生活について伝えると共に、息子や娘が奉公を止めて家に帰り介抱をしたり、あるいは、奉公先の主人に頼んで介抱人の介護休暇を取ったり、家にいてできる仕事に変るなどの事例を紹介する。

柳谷氏は、近世の家族による介護について立ち入った検討を加える。18世紀前半には、氏によれば親の扶養問題を中心に据えながら、家族が果たすべき扶助役割の中に看護や介護を位置づけて、その具体的な方法の習得を説いた教説が盛んに登場する。この背景には、直系親族を中心とした小家族の一般的な成立があり、家族役割の自覚化が強く促されたからである。老齢の親を扶養し、介護する方法は、子どもが皆心得ておかなければならない事柄であったが、中でも一家の主人たる男性の責任は重大であった。主人を中心に家族全員が協力して親を養い介抱することが、期待される家族像であったのである。18世紀半ば以降になると、幕府と藩は、家族による扶養と家族による看病や介護を改めて規範化して家族の自助努力を涵養し、扶養と介護の主体としての家族の位置をさらに一層強調していったのである<sup>6)</sup>。

柳谷氏の指摘の中で忘れるわけにいかないことは、江戸時代における高齢者の比率である。すなわち、地域によっては「18世紀半ばから19世紀前半にかけて……、65歳以上の高齢者の割合が10パーセントから15パーセントにも上っている<sup>7)</sup>」ことである。家族による介護は、人口構成の変化に促されて些かも限定的な事象ではない。幕府や藩が家族の自助努力を促すことになった背景の一つも、そこにある。江戸時代は、柳谷氏によれば家ごとに家族を主体とする介護が行えるよ

うになった点で、近代以降の家族と介護を巡る状況を生み出す根幹が形づくられた時代である。<sup>8)</sup>

介護を担う子どもの存在も歴史研究の伝えることである。中世の子ども達の働く姿として最も普遍的な図像パターンは、飯沼賢司氏によれば杖をつく腰の曲がった老人とその手を引く子どもの姿であり、これは、子ども達が老人を介護する労働の担い手であったことを示す。<sup>9)</sup> 介護を担う子どもは、トマス・ハーディ (Thomas Hardy) が描くようにイギリスの歴史に確かめることができるばかりでなく、日本の歴史の一こまでもあったのである。国際的な評価にも十分に耐えうる飯沼氏の基調な功績である。

20世紀最後の四半世紀における介護の「可視化」は、日本に止まらず全ての先進国に共通に認められるとまで主張する議論が示される以上、外国研究についても指摘しなければなるまい。樋口氏の指摘には、ただちに疑問が沸く。高齢者介護は、樋口氏の言うように20世紀最後の四半世紀に至ってようやく「可視化」されたのであれば、高齢者介護に関する調査研究は、いかなる先進国においても1975年以前には一切行われなかったことになる。しかし、事実は異なる。

介護と介護者の歴史は、アメリカはもとよりスウェーデンやノルウェーあるいはイギリスの高名な研究者によっても早ければ1920年代から1940年代あるいは1950年代に取り上げられ、政策対応を要する事柄の一つとして明確に位置付けられる。アメリカ連邦労働統計局『アメリカにおける高齢者の介護』（1929年、再版、1976年）をはじめI. M. ラビノウ『高齢者の介護』（1931年）、A. ミュルダール『国家と家族—民主的な家族・人口政策に関するスウェーデンの経験』（1941年）、イギリスのB. S. ロウントリー『高齢者—高齢者と高齢者介護問題に関する調査委員会報告』（1947年）、F. ダニエリセン『ノルウェーにおける高齢者の介護』（1956年）、同『ノルウェーにおける高齢者の介護—調査』（1959年）、イギリスのP. タウンゼント『高齢者の家族生活—ロンドン東部の調査』（1957年）及びB. E. シェンフィールド『高齢者のための社会政策—英国における高齢者のための社会環境』（1957年）などは、その一例である。<sup>10)</sup>

高齢者の介護 (the care of the dependent aged) が、研究者の関心を呼ぶに止まらず政策当局の関心としても新たに位置づけられたことは、これらの著書や報告書から容易に読み取ることができる。例えばアメリカ連邦労働統計局の手になる調査報告書は、冒頭において「アメリカで扶養される立場の高齢者の世話 (care) についての関心が広がりを見せていることから、労働統計局は、……調査を手掛けた」と述べる。あるいは、F. ダニエリセン (Finn Danielsen) の筆になる2冊の調査報告書は、ノルウェー政府と労働団体及び経営者団体の三者から構成されるノルウェー国際社会政策共同委員会 (The Norwegian Joint Committee on International Social Policy) の手掛けた成果である。報告書の冒頭には、「高齢者の扶養と介護は、昔から家族の仕事と考えられてきたが、最近数十年のノルウェー社会の変化と共に、高齢者のためのソーシャルケアの必要性を序々に拡げている」と述べて、その変化を促すことになった高齢者人口の絶対的かつ相対的な増加が1920年から50年の30年間に既に進み、1950年から70年の向こう20年間にかけては一段と進むであろうと具体的な計数について示される。<sup>11)</sup>

B. S. ロウントリー (B. Seebom Rowntree) を責任者にする高齢者と高齢者介護問題調査委員会には、保健省 (Department of Health) とスコットランド保健省 (Department of Health for Scotland) から派遣された複数の顧問が加えられ運営される。この委員会報告書も1944年から94年の50年間に及ぶ高齢者人口の絶対的及び相対的な増加を5年ごとに示した上で、高齢者介護の

重要性について指摘する。イギリスはもとより日本を含む少なくない国々の社会保障の制度化に多大な影響を与えたベヴァリジ報告『社会保険および関連サービス』（1942年）が、第Ⅱ部第2章「高齢者問題」の冒頭において1901年から1971年の70年間における年齢階層別人口推計を行い、65歳以上の男性人口と60歳以上の女性人口の絶対的及び相対的な増加を10年ごとに示した上で、労働年齢を過ぎた人口の最低生活保障について論じた作業と類似の内容である。B. S. ロウン トリーは、先の作業に続けて「自宅に暮らす高齢者の多くは自立した暮らしを営むとはいえ、また、他の多くの高齢者は、年齢階層の若い近親者によって十分な介護を受けていることとはいえ、他の 少なくない高齢者は、必要な看護サービスさえ受けることができない。…高齢者が、必要な援助を受けることによって自立した暮らしを営むことができるようにしなければならない」と指摘して、第2次大戦下に拡充された自治体の在宅サービスと、戦後に国民保健サービスの一環として用意された高齢者を含む全ての年齢階層への地域サービスの一層の発展について提言する。W. ベヴァリジ（William Beveridge）が、専ら高齢者の所得保障を構想したのに対して、B. S. ロウン トリーは、地域に暮らす高齢者の在宅サービスの拡充について提言をするのである。

内外の歴史研究や政策研究は、古文書の丹念な検討などを通して介護者の存在と介護の営みを伝えており、高齢者介護の「負担」を「歴史的に見て新しい現象だ」と断ずる上野氏や同じく「大昔から存在したものではない」と一蹴する樋口氏の指摘の危うさを、白日のもとに晒すことになる。また、介護を専ら高齢者介護に絞込み、障がい児や障がい者などへの介護を視野の外に放り出す手法は、介護者の歴史と現在に照らしていかにも危うい。これに与する欧米の研究者の存在を寡聞にして知らない。欧米の介護に関する文献を手にするならば容易に理解されるように、たとえ高齢者介護に主題や分析を限定する場合であっても、必ず主題の限定についてのことわり書きが添えられる。障がい児や障がい者に対する介護保障を高齢者介護と同じように正当に位置づけるからこそなされる言及である。欧米の政府や国際諸機関が介護と高齢者介護とを同一視した上で、介護者の支援に対応するわけでないことも、言うまでもない。

さらに、イギリスの研究者、とりわけ女性の研究者がオーラルヒストリーの手法を全く新たに開発しながら、介護者の発見を含む女性史の再構成に多大のエネルギーを割いており、そうした実に丹念な努力の一端を垣間見ている筆者としては、イギリスはもとより日本の歴史研究の成果を無視する姿勢にそもそも与するわけにいかない。古文書の解読はもとより時代を生き抜いた女性たちからの直接の聴き取りを通じた歴史の再構成には、実に多大なエネルギーが注がれる。樋口氏の言う「可視化」に向けた努力は、国や時期を一部異にするとはいえ1920年代の時期から広く積み重ねられてきたことを、重ねて強調しておきたい。調査を拠り所にする提言が制度として実を結んでいることからすれば、「可視化」は、調査のレベルに止まらない。20世紀最後の四半世紀に至ってようやく「可視化」されたと言う氏の指摘に、如何なる根拠もない。

先進国における高齢者介護の歴史を否定する以上、1920年代から50年代の外国文献に目を通すことが、研究の至極基本的な作法であると頑なに言うつもりはない。日本語の文献を手取るだけでもよい。例えば西下彰俊『スウェーデンの高齢者ケア』（新評論社、2007年）は、家族で結ばれた1905年の介護契約について一次資料を元に指摘をしている。北欧の介護保障に関する分析や紹介が、日本について言えば殆んど現状に止まっていたことを考えるならば、北欧の介護史に関する実に貴重な分析である。上野氏と樋口氏の論稿より1年早い2007年に世に問われた成果であ

る。両氏は、この業績についてもご存知ないようである。

外国の歴史文献にまで視野を広げる程の余裕はないというならば、ごく最近の外国文献に目を通すだけでもよい。ユーロケアラーズが2009年に公刊した文書には、「家族と友人による介護は、歴史的に在宅介護の殆んどを担う。これは、今日も変わらない。高齢者と障がい者に対する日常生活上の援助において家族と親戚の果たす中心的な役割は、ヨーロッパの全ての福祉制度に認められる。政府は、19世紀後半になって漸く医療と社会福祉に関わり始めたとはいえ、家族の果たす役割に取って変わったわけではない<sup>16)</sup>」と示される。同じ歴史認識は、世界保健機関ヨーロッパ総局（WHO Europe）の報告書『ヨーロッパの在宅ケア』（2008年）にも、イギリスの著名な研究者の共著『ヨーロッパにおける無償の介護』（ヨーク大学社会政策研究所、1993年）を引用しながら示される<sup>17)</sup>。

日本はもとより広く先進諸国の高齢者介護の歴史を否定する以上、まずは、これらの文献のいずれかを手に取った上で自らの議論の妥当性について思考を重ねなければなるまい。歴史文献はもとよりごく最近の日本語文献とも明らかに異なる結論に固執することも、自由な社会にあつて一つの姿勢として許容されるかもしれない。そうした姿勢が、新鮮な知見をもたらすことも過去の事実が教えるところでもある。しかし、社会の至極当たり前の作法として、とりわけ学問の世界では一人よがりやを厳に慎まなければならない。一人よがりやを避けるためには、内外の文献に言及し内在的な検討を経なければなるまい。これが、調査研究の最低限の作法ではあるまいか。そうしてこそ豊かで影響力のある議論も生まれよう。しかし、そうした作法を両氏の論稿に確かめることはできない。

介護は老年学の研究分野における主題の一つである。これは国を超えた真実である。これに注目をするならば、老年学研究の短くはない歴史を辿ってみななければなるまい。老年学分野の研究者を以って構成される老年学会は、早ければ1945年にアメリカで結成される。その5年後の1950年には、国際老年学会（59カ国67学会加盟）も設立される。1940年代にはアメリカに次いで3カ国（1947年、イギリス、1948年、オランダ、フィンランド）、1950年代には5カ国（1951年、アイルランド、1953年、スイス、1955年、オーストリア、1956年、イスラエル、1959年、日本）、60年代には3カ国（1960年、イタリア、62年、オーストラリア、65年、ハンガリー）、70年代初頭には2カ国（1971年、カナダ、72年、ベルギー）でも設立される。ここに示すように1940年代から70年代初頭にかけての14カ国における老年学会の設立について知るだけでも、先進国における高齢者介護は、20世紀の最後の四半世紀に至って漸く「可視化」されたなどとの結論を導くことにならなかったのではないかと推測されるが、いかがであろうか。

## おわりに

日本には、介護休業を除いて介護者を対象にする一般的なサービスは、他の先進諸国とは異なって今日も存在しない。介護の社会化論と言う他の先進諸国にはない日本に独自の議論が、これに影響を及ぼしてきたと評することができる。なんとなれば専ら要介護者を対象にするサービスについて論ずる議論はもとより、介護者を直接の対象にするサービスについて提示する場合でも

調査研究の成果を充分には踏まえない議論が、幅を利かせてきたからである。介護者を対象にする包括的なサービスを含む議論の再構成が、1963年から記録される実に膨大で示唆に富む介護者調査を今度こそ正当に踏まえながら行われなければならない。加えて、高齢者介護の歴史を否定する議論も、諸外国はもとより日本国内の調査研究を視野に収めていないことにおいて、介護の社会化論と同じ過ちを犯している。内外の先達による実に丁寧な調査研究の蓄積を知る者の一人として、誠に残念なことである。

## 注

- 1) 高齢社会をよくする女性の会「あらたな公的介護システムに関する要望」『賃金と社会保障』1164号, 1995年所収, 22頁。  
本文に紹介の見解は、樋口氏の次の指摘からも何うことができる。「現金給付の問題について、私たちは今まで介護保険における現金給付に反対してきました。…現物給付を通じて介護地獄をなくそう、みんなで介護を分かち合い、自立を支え合うということなのです。介護保険でのこの原点を忘れてはなりません。」、樋口恵子「介護保険の前夜は暗いけど、明けない夜はないのだから」、樋口恵子編『介護保険で拓く高齢社会—女性が進める介護の社会化V』ミネルヴァ書房, 2000年, 51頁。
- 2) Eurocarers, Carers in Europe, Eurocarers, 2009, p. 18.
- 3) 上野千鶴子「当事者とは誰か? —ニーズ中心の福祉社会のために」、上野千鶴子・中西正司編『ニーズ中心の福祉社会—当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院, 2008年, 33頁。
- 4) 樋口恵子「家族のケア 家族へのケア」、上野千鶴子他編『家族のケア 家族へのケア』岩波書店, 2008年, 1頁。
- 5) 新村拓『老いと看取りの社会史』法政大学出版局, 1991年, 122頁。
- 6) 柳谷慶子「日本近世における家族・地域の扶養介護」、片倉比佐子編『教育と扶養』吉川弘文館, 2003年, 315-316頁。
- 7) 柳谷慶子「日本近世の高齢者介護と家族」、比較家族史学会監修・山中永之佑他編『介護と家族』早稲田大学出版部, 2001年, 172頁。
- 8) 同上, 173頁。
- 9) 飯沼賢司「日本近世の老人の実像」、片倉比佐子編, 前掲, 280頁。
- 10) Florence E. Parker and als, Care of aged persons in the United States, bulletin of the U. S. Bureau of Labor Statistics, No. 489, U. S. Government Printing Office, 1929, reprinted in 1976, Arno Press, I. M. Rubinow, The care of the aged, proceedings of the Deutsch Foundation conference, The University of Chicago Press, 1931, Alva Myrdal, Nation and family, the Swedish experience in democratic family and population policy, Kegan Paul, Trench, Trubner & Co. Ltd, 1947, B. Seebohm Rowntree, Old people, report of a survey committee on the problems of ageing and the care of old people, The Nuffield Foundation, 1947, Finn Danielsen, The care of the aged in Norway, Norwegian Joint Committee on International Social Policy, 1956, Finn Danielsen, Care of the aged in Norway: a survey, Norwegian Joint Committee on International Social Policy, 1959, Peter Townsend, The family life of old people, an inquiry in East London, Routledge & Kegan Paul, 1957, B. E. Shenfield, Social policies for old age, a review of social provision for old age in Great Britain, Routledge and Kegan Paul Ltd, reprinted in 1998, Routledge.
- 11) Florence E. Parker, Estelle M. Stewart and Mary Conymgton, Care of aged persons in the United States, U. S. G. P. O, 1929, p. 1, reprinted in 1976, Arno Press, p. 1.
- 12) Finn Danielsen, The care of the aged in Norway, The Norwegian Joint Committee on International Social Policy, 1956, pp. 1-2.

- 13) 山田雄三監訳『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂, 1975年, 138頁。
- 14) B. Seebohm Rowntree, *op. cit.*, p. 3 and pp. 48-49.
- 15) 西下彰俊『スウェーデンの高齢者ケア』新評論, 2007年, 196-201頁。
- 16) Eurocarers, *op. cit.*, p. 2.
- 17) Rosanna Tarricone and Agis D. Tsouros, Home care in Europe, WHO Europe, 2008, p. 9.